

ネーミングライツ導入ガイドライン

令和 5 年 4 月 3 日
愛知道路コンセッション株式会社

1 ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、公共施設等に名称を付与する権利（命名権）及びこれに付帯する諸権利等（以下「パートナーメリット」という。）をいいます。

愛知道路コンセッション株式会社（以下「ARC」という。）は、愛知県道路公社（以下「公社」という。）が平成 28 年より実施している「愛知県有料道路運営等事業」※1（以下「本事業」という。）において、その事業者を選定され公共施設等の運営権を付与されています。

ARC では、その運営権を付与された下表の対象施設に企業名、商品ブランド名等を冠した愛称を命名するネーミングライツを付与することにより対価を得、新たな運営管理費の確保策の一環とします。

この場合の愛称とは、一般的な呼称として用いられる名称をいい、正式な名称を変更するものではありません。

付帯する権利とは、看板、ウェブページ、広報チラシ等の媒体を用いて当該愛称を周知・広報する権利、対象施設に広告を掲出する権利等のメリットをいい、その内容は、対象施設の性格等に応じて、それぞれの契約で定めることとします。

ネーミングライツの付与は、対象施設の所有権、経営権等には影響を与えないものとし、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできないものとします。

※1 公社が道路整備特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき料金徴収等を行う公社管理道路について、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に基づく認定を受けて、特措法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、料金徴収を含む管理運営権を民間事業者を設定するものです。

対象施設

下記路線及びそれに付属する施設
県道半田南知多公園線（以下「南知多道路」という。）
県道名古屋半田線（以下「知多半島道路」という。）
県道碧南半田常滑線及び県道中部国際空港線（以下「知多横断道路」という。）

県道中部国際空港線（以下「中部国際空港連絡道路」という。）
県道力石名古屋線（以下「猿投グリーンロード」という。）
県道碧南半田常滑線（以下「衣浦トンネル」という。）
一般国道 419 号（以下「衣浦豊田道路」という。）
県道日進瀬戸線（以下「名古屋瀬戸道路」という。）
※南知多道路、知多半島道路、知多横断道路及び中部国際空港連絡道路を総称して「知多 4 路線」と呼ぶ。 知多 4 路線、猿投グリーンロード、衣浦トンネル、衣浦豊田道路及び名古屋瀬戸道路を個別に又は総称して「運営権設定対象施設」という。

2 ネーミングライツの効果

ネーミングライツを取得した法人等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）にとっては、次の効果が見込まれます。

- ① 愛称が、ARC の行う周知・広報活動、マス・メディアによる報道等を通じて多くの方々の目に触れることにより、企業名や商品ブランド名等の宣伝効果が期待できます。
- ② ネーミングライツ料は、ARC の運営管理費となり、対象施設の利用者へのサービス向上策に使われますので、ネーミングライツパートナーとなることで、CSR（企業の社会的責任）が高まります。

3 ネーミングライツパートナー

ネーミングライツパートナーは法人とします。ただし、施設によって、個人事業主をネーミングライツパートナーとする場合があります。

なお、以下に掲げる者はネーミングライツパートナーになることはできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- ② 愛知県から指名停止措置を受けているもの
- ③ 法人税、消費税、地方消費税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税及び自動車税を滞納しているもの
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当するもの又はこれに類似するもの
- ⑤ 消費者金融及び高利貸しに係るもの
- ⑥ たばこに係るもの
- ⑦ ギャンブル（公的機関が行うものを除く。）に係るもの
- ⑧ 法令等に定めのない医療に類似する行為に係るもの
- ⑨ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き中のもの

- ⑩ 社会上の問題となっているものに係るもの
 - ⑪ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっているもの
 - ⑫ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
 - ⑬ その他、ネーミングライツを取得することが適当でないと ARC が認めるもの
- なお、上記以外にも、各路線の性格、利用者からの意見等により、応募資格を制限する場合があります。

4 愛称

ネーミングライツにより命名される愛称は、対象施設の利用者等の理解が得られるものとし、以下のものを含まない内容とします。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤ 特定の主義又は主張に当たるもの（意見広告を含む。）
- ⑥ 事実と異なるもの
- ⑦ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれがあるもの
- ⑧ 責任の所在が不明確であるもの
- ⑨ 内容が不明確であるもの
- ⑩ 個人の氏名を広告するもの
- ⑪ 比較広告
- ⑫ 懸賞広告及びクーポン付きの広告
- ⑬ 上記に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

なお、上記以外にも、対象施設の性格、利用者等からの意見、呼びやすさ等により、愛称の内容を制限する場合があります。

5 パートナーメリット

ネーミングライツパートナーには、対象施設の愛称を命名する権利以外に、対象施設の状態に応じて設定した各種メリットを付与します。メリットの一例は以下のとおりですが、法人等からの提案・要望も参考にしながら、ARC がそれぞれの対象施設ごとにメリットを設定します。

- ① 対象施設の名称看板及び対象施設が掲載された案内図等の書換え（経費はネーミングライツパートナーの負担）、対象施設が掲載された ARC 作成パンフレット等の記載変更（経費の負担は ARC と協議）
- ② ARC によるイベント開催時の周知活動、報道機関への情報提供、ウェブページでの

広報等による愛称の使用

- ③ その他に、広告看板の掲出、イベント時の広報活動、冠イベントの開催等

6 ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、対象施設を運営管理するのに要する経費、対象施設の規模、利用者数、類似施設との比較、メディアへの露出度、市場動向等を総合的に判断して、対象施設ごとに希望価格を設定します。

7 契約期間

ネーミングライツの契約期間は、対象施設の整備目的や性格、利用形態及び利用者等の利便性を考慮し、原則、5年以上とします。

8 募集手続

- ① ネーミングライツパートナーの募集は、原則、公募とします。

応募は、ネーミングライツパートナーとなることを希望する法人等以外に、当該法人等の依頼を受けて代理業務を行う広告代理店も可とします。

ただし、ネーミングライツ契約更新対象施設においては現ネーミングライツパートナーを優先交渉権者とし、交渉がまとまらなかった場合には、公募に切り替えることとします。

- ② 募集期間は、原則 30 日以上とし、募集要項を作成して配布するとともに、ARC ウェブページ、報道機関への情報提供等を通じて、広く周知します。

- ③ 募集に当たっては、必要に応じて現地説明会、質問の受付、関係資料の縦覧を行い、対象施設の利用状況や現況をわかりやすく公表します。

- ④ ネーミングライツパートナーの選定は、ARC 社内に道路施設ネーミングライツ審査会（以下「審査会」という。）を設置して行うものとします。

審査会では、提示価格、愛称の内容等について総合的な評価を行い、順位を付し、優先交渉権者を決定します。

なお、審査会は非公開とし、委員は ARC・公社の役職員で構成されます。

- ⑤ ARC 及び公社は、優先交渉権者と契約条件の細目について協議し、三者が合意に至った時点で ARC と優先交渉権者との間でネーミングライツパートナー契約を締結します。

ただし、ARC 及び公社が、合意の可能性がないと判断した場合には、優先交渉権者との協議を打ち切り、第 2 順位者との協議に入るものとします。

- ⑥ 契約に至らなかった場合の応募・提案内容については、審査以外の目的で使用することはありません。

- ⑦ ネーミングライツパートナーが決定した場合には、ARC ウェブページ、報道機関へ

の情報提供等を通じて、当該パートナーの社名、施設の愛称などを広く公表します。

- ⑧ ARC 及び公社は対象施設に係る広報を行う場合には、原則、当該愛称を用いることとし、積極的にネーミングライツパートナーの周知・広報に努めます。

9 契約の解除等

契約締結後、ネーミングライツパートナーが第 3 各号に掲げる者に該当する、又は該当することが明らかになった場合、社会的信用を損なう行為等により ARC 及び対象施設のイメージが損なわれた、又は損なわれる恐れがある場合等、ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められる場合には、ARC は契約を取り消し又は解除することがあります。

この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

また、毎年度支払いされたネーミングライツ料は返還しません。

10 施行時期

このガイドラインは、令和 5 年 4 月 3 日から施行します。